

1. 日 時 平成26年2月28日(金) 午前 9時58分開会
午後 1時51分閉会

2. 場 所 第2委員会室

3. 出席委員 野畑直委員長、松元薫久副委員長、中面幸人委員、
鳥飼光明委員、大田重男委員、濱崎國治委員
石澤正彰委員、竹原恵美委員

4. 事務局職員 議事係 寺地 英兼

5. 説明員

・生きがい対策課	・水産林務課
堂之下浩子 課長	早瀬 則浩 課長
川畑 幸博 課長補佐	馬見塚徹雄 課長補佐
牛濱 美紀 係長	大石 直樹 係長
猿樂 浩士 係長	・商工観光課
・健康増進課	小牟田伸雄 課長
佐潟 進 課長	松崎 浩幸 課長補佐
内園久仁代 課長補佐	・水道課
牛濱 睦朗 係長	浦 雅智 課長
池田 英人 係長	中野 正市 課長補佐
・大川診療所	新坂 謙二 係長
大田 泉 所長補佐	垂 義継 係長
・都市建設課	
飛松 義行 課長	
富吉 良次 課長補佐	
石澤 正志 課長補佐	
松木 勝徳 主幹	
大野 洋一 係長	
大田 省吾 係長	
・農政課	
内園 由幸 課長	
山平 俊治 課長補佐	
西園 善信 課長補佐	
牧内 達志 係長	

6. 会議に付した事件

- ・ 議案第 3 号 平成 2 5 年度阿久根市一般会計補正予算（第 7 号）
- ・ 議案第 4 号 平成 2 5 年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- ・ 議案第 5 号 平成 2 5 年度阿久根市簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）
- ・ 議案第 7 号 平成 2 5 年度阿久根市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- ・ 議案第 8 号 平成 2 5 年度阿久根市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- ・ 議案第 1 2 号 寺山住宅 5 号棟建築工事請負変更契約の締結について
- ・ 議案第 1 8 号 阿久根市児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ・ 議案第 1 9 号 阿久根市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例及び阿久根市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- ・ 議案第 2 0 号 阿久根市地区集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ・ 議案第 2 1 号 阿久根市農村公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ・ 陳情第 1 号 T P P（環太平洋連携協定）交渉に関する陳情書

7. 議事の経過概要

別紙のとおり

審査の経過概要

産業厚生委員長（野畑直委員）

ただいまから産業厚生委員会を開会します。

平成26年2月27日の本会議で当委員会に付託になった案件は、配付した日程表にありますとおり、平成25年度阿久根市一般会計補正予算（第7号）のうち、第1条第2項第1表中、所管に属する歳入歳出及び第2条第2表。第3条第3表及び第4条第4表中、所管に属する事項、ほか補正予算4件、条例の制定に関する議案等5件、陳情1件、以上、11件であります。

ここで、日程についてお諮りします。委員会の日程は、お手元に配布してありますとおり、本日と3月3日の2日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と発言する者あり〕

御異議なしと認め、本日と3月3日の2日間といたします。それでは、執行部の出席をお願いいたします。

（生きがい対策課 入室）

産業厚生委員長（野畑直委員）

それでは、議案第3号中、生きがい対策課所管の事項について審査に入ります。課長の説明を求めます。

堂之下生きがい対策課長

議案第3号、平成25年度阿久根市一般会計補正予算（第7号）生きがい対策課所管の主な内容について、御説明申し上げます。はじめに、5ページをお開きください。第2表繰越明許費3款2項児童福祉費、保育施設運営事業166万9千円が生きがい対策課分であり、子ども・子育て新制度の実施に向けてシステム改修を行う経費であります。昨年12月、一般会計補正予算（第6号）において措置されたところでありますが、国における新制度の概要について議論が進められているものの、たび重なる修正があり未確定であることから、全額平成26年度に繰り越して実施しようとするものであります。次に、7ページをごらんください。債務負担行為であります。7ページの下から4行目、相談支援事業委託料から8ページ、下から6行目の地域子育て支援センター事業委託料までが、生きがい対策課分であります。それでは、歳出予算から御説明申し上げます。20ページをお開きください。3款民生費1項社会福祉費2目心身障がい者福祉費、23節償還金利子及び割引料1,912万2千円の減額であります。平成24年度分障害者自立支援給付費等の精算確定に伴い、国及び県への精算返納金であります。

次に21ページ、3款民生費2項1目児童福祉総務費について申し上げます。8節報償費67万円の増額は、出生祝い商品券であります。当初見込みより、第3子以降の出生が多かったため増額するものであります。20節扶助費1,152万2千円の減額ですが、児童扶養手当940万円、自立支援教育訓練給付事業212万2千円をそれぞれ実績により減額するものであります。3款2項2目児童措置費は、児童手当支給額が当初見込みより少なかったため、360万円を減額するものであります。5目保育施設運営費については、平成24年度事業費の確定による国庫補助金の精算返納金であります。

次に歳入について御説明申し上げます。17ページをお開きください。13款国庫支出金

1 項国庫負担金 2 目民生費国庫負担金、2 節児童福祉費負担金 3 1 3 万 4 千円の減額補正は、児童扶養手当に係るもので、国の負担割合は 3 分の 1 です。3 節児童手当給付費負担金 2 4 0 万円の減額補正は、児童手当支給実績に基づくもので、国の負担割合は 6 分の 4 です。次に、1 3 款 2 項国庫補助金 2 目民生費国庫補助金、2 節児童福祉費補助金は、9 5 9 万 2 千円の減額ですが、このうち子育て支援交付金の 8 0 0 万円の減額については、保育園における一時預かりや地域子育て支援センター事業について、子育て支援交付金事業から安心こども基金総合対策事業に移行したため、ここを減額し、1 8 ページにあります、1 4 款 2 項 3 目民生費県補助金、2 節児童福祉費補助金に財源振替を行うものであります。

それでは、1 7 ページにお戻りください。1 3 款 2 項 2 目、2 節児童福祉費補助金のうち、母子家庭等対策総合支援事業費 1 5 9 万 2 千円の減額は、高等技能訓練促進費等事業の対象を 2 名で予算計上しておりましたが、母子家庭等高等技能訓練事業の実績がなかったため、減額するものであります。次に 1 4 款 県支出金 1 項 県負担金 2 目 民生費 県負担金、3 節 児童手当給付費負担金の 6 0 万円の減額は、児童手当支給実績による減額で、県の負担割合は 6 分の 1 です。1 8 ページをお開きください。1 4 款 2 項 県補助金 2 目 民生費 県補助金、2 節 児童福祉費補助金の 8 0 0 万円の補正は、先ほど御説明いたしましたとおり、子育て支援交付金からの財源振替であります。以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしく願います。

産業厚生委員長（野畑直委員）

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

松元薫久委員

7 ページの債務負担行為の中で、お伺いしたいと思います。子ども発達支援センターこじか運営業務委託料について、お伺いしますけれども、2 4 年度と比較して増加になったというのは、一人スタッフがふえたというようなことなんでしょうか。説明ください。

堂之下生きがい対策課長

おっしゃるとおり人件費が主な部分でありますので、人件費の増ということであります。

松元薫久委員

スタッフが一人ふえたということですか。約 2 0 0 万円ぐらいの増額なんです。分らないければ、また後で説明ください。

〔「はい、すいません」と発言する者あり〕

産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

松元薫久委員

2 1 ページの 3 款 2 項 児童福祉費 5 目 保育施設運営費の国庫補助精算返納金ということなんですけれども、保育施設運営費が増加している傾向にあると思うんですが、そこら辺について課長の見解をお聞きしたいんですけど。

堂之下生きがい対策課長

この返還金につきましては、保育所運営費ではなくて保育促進事業のこんにちは赤ちゃん事業、一時預かり事業、子育て支援センター事業についての精算の部分の返納金でございます。

松元薫久委員

すいません、私の勘違いなのかもしれませんが、保育施設運営費そのものについての質問だったんですけど、すべての金額が一時預かりのものではないと思うんですけど、この

保育施設運営費そのものが、増加傾向にあると思うんですが、そこについての考え方をお聞きしたんですけど。

堂之下生きがい対策課長

補正予算と関係なくということで、ということによろしいでしょうか。保育施設運営費、保育所の運営費は、年々増加している傾向にあります。やはり、ゼロ歳児からの保育がふえているということがその要因だというふうには考えております。ここの精算返納金につきましては、先ほど申し上げました事業にかかる分でありますので、直接的な保育所運営費とは別でございます。

松元薫久委員

保育園に入る子供がふえている。0歳、1歳の時点からお母さんたちが働きだす方が多いということも一つの要因かと思うんですよね。以前から言うようにですね、保育園に対する半額程度の補助、これがある程度の社会的要因と阿久根市独自の政策、その両方がそういう現象を生み出しているんだろうと、私は考えているんですけど、課長の見解はどのようなものでしょうか。

堂之下生きがい対策課長

確かに保育料の引き下げというのは、影響があるというふうには考えております。今、おっしゃったように働くお母さん方がふえておりますので、保育園に対するニーズは高まってきているというふうには考えております。

〔松元薫久委員「ありがとうございます」と発言〕

産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

なければ、議案第3号中、生きがい対策課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

次に、議案第18号、阿久根市児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について審査に入ります。課長の説明を求めます。

堂之下生きがい対策課長

それでは、議案書29ページをごらんください。議案第18号は、尻無児童館及び赤瀬川児童館を廃止するため、条例の一部を削除するものであります。尻無児童館につきましては、平成10年にみなみ保育園を開設した際に、それまで行っていた保育業務を終了し、しばらくは子育てサークルや児童と高齢者の世代間交流の場として活用していましたが、近年はその利用もなく、選挙のときの投票所として使用されるのみという状況でありました。昨年4月からは、統合された尻無区の地域活動拠点として使用したいということで行政財産使用許可申請がありましたので、今年度末まで許可をしているところです。尻無児童館は昭和46年建築で大変老朽化しており、今後児童福祉施設としての活用は考えていないことから、第5次行政改革大綱実施計画において、耐用年数期間が終了する平成25年度末をもって普通財産に移管し、処分も含めて活用方法を検討することとしていることから、今回、廃止しようとするものであります。また、赤瀬川児童館におきましては、他の児童館と同じく行っていた保育業務を終了し、平成10年から障がい児の親子教室である、こじか教室を実施するようになり、平成12年度からは、出水地区2市4町の障害児通園施設こじかとして療育事業の運営を実施しております。

平成18年度からは、阿久根市が事業所の指定を受けまして障害者自立支援法に基づく児童デイサービス事業所、阿久根市子ども発達支援センターこじかと名称を変更して実施しております。また平成24年度からは、改正児童福祉法に基づく児童発達支援事業所として運

営を行ってきております。児童福祉施設としての利用であり、補助金適化法の補助金返還対象とはならないこと及び阿久根市子ども発達センターの設置及び管理に関する条例を別に定めていることから、今回、赤瀬川児童館の廃止をするものであります。残りの鶴川内児童館と中央児童館につきましては、児童館として放課後児童クラブを開設しておりますので、そのまま残しております。改正内容については、議案等参考資料の30ページをお開きください。新旧対照表がわかりやすいと思いますので、よろしくお願いします。第1条の第1号と第3号を削除し、第2号を第1号に、第4号を第2号にしようとするものであります。なお、附則は施行日を平成26年4月1日とするものであります。以上で説明を終わりますが、よろしくお願いします。

産業厚生委員長（野畑直委員）

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と発言する者あり〕

質疑ありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

なければ、議案第18号、阿久根市児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、審査を一時中止いたします。

次に、議案第19号、阿久根市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例及び阿久根市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について審査に入ります。課長の説明を求めます。

堂之下生きがい対策課長

議案書31ページから32ページになります。議案第19号は、阿久根市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例及び阿久根市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてであります。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律が平成26年1月3日から施行され、法律の名称が、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律と改められ、保護の後に等の文字が加えられたことから、関係条例の一部を改正しようとするものであります。この法律の主な改正点は、これまでの配偶者からの暴力被害者に加え、婚姻に類する交際をする関係にある相手からの暴力及びその被害者についても、適用することとなったものであります。

それでは主な改正内容について、御説明申し上げます。議案参考資料の31ページをごらんください。第1条は、阿久根市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例について、引用する法律の名称について改正をするものであります。第2条は、阿久根市営住宅条例について、引用する法律の名称について改正をするものであります。附則は、この条例の施行日を交付の日からとするものであります。以上、よろしく御審議のほど、よろしくお願いいたします。

産業厚生委員長（野畑直委員）

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

鳥飼光明委員

参考までにお聞きしたいんですが、阿久根市内にひとり親、これは男、女どれくらいいるんですかね。男親、女親。別々どんくらいいますか。

堂之下生きがい対策課長

現在、対象者全体で268人おります。ただ、今、男女別を今ここに手持ち持っておりますけれども、父親の一人世帯が30世帯ぐらいというふうに考えております。

産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

石澤正彰委員

DVが23年が1、24年が1、25年が5件ということだったと思うんですが、こういう通報とかどういう形で入ってくるんですかね。

堂之下生きがい対策課長

相談にみえる方もありますし、実際に警察に駆け込んでいかれる方もあります。きのう5件と申しあげましたけれども、けさ、現在、市民環境課で確認しましたところ、DVによって住民票との開示の制限を受けていらっしゃる方が、現在3名ということでございました。そのほかにもいろんな相談を受けまして、警察とも連携をしながら見守りを続けている家庭は、いくつか、まだそのほかにもございます。

石澤正彰委員

今、課長の説明でですね、警察とも密に連絡を取り合っているということの理解でよろしいですね。

堂之下生きがい対策課長

はい。今、いろんな連携が取れるようになってきておりますので。はい、取っております。

産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

なければ、議案第19号、阿久根市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例及び阿久根市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、審査を一時中止いたします。

（生きがい対策課 退室）

（健康増進課 入室）

産業厚生委員長（野畑直委員）

次に、議案第3号中、健康増進課所管の事項について審査に入ります。課長の説明を求めます。

佐潟健康増進課長

議案第3号、平成25年度阿久根市一般会計補正予算（第7号）について、健康増進課所管分について御説明いたします。補正予算書の21ページ、歳出をごらんください。第3款民生費1項3目老人福祉費、19節負担金補助及び交付金の補正額1,740万円の減額は、社会福祉法人顕浄会が建設する特別養護老人ホームあかりに係る、1床60万円、29床分の施設開設準備経費助成特別対策事業としての補助金を減額するものであります。この補助金は、一般会計補正予算（第6号）にて措置されましたが、対象となる施設の完成が、平成26年度となることと、国において当初は平成25年度までの補助事業としていたのが、平成26年度も引き続き助成することとなったことから、県に確認し、事業者と協議し減額することといたしました。なお、この事業は該当年度で事業執行しなければならないことから、繰り越すことが認められないため、今回減額し、平成26年度にて補正計上するものであります。また、28節繰出金の補正額42万3千円は、介護保険特別会計への繰出金であり、介護保険給付費の増加見込みに伴う、市負担分の繰出金126万2千円の増額と北薩広域行政事務組合への負担金83万9千円の減額との合計額であります。次に歳入は、18ページをごらんください。第14款県支出金2項2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金の補正額1,740万円の減額は、歳出で御説明いたしました施設開設準備経費助成特別対策事業分について、同額を減額するものであります。

次に、繰越明許費について御説明いたします。補正予算書の5ページをごらんください。第2表繰越明許費、第3款民生費1項社会福祉費、介護基盤の緊急整備特別対策事業1億1,600万円は、平成26年1月17日付けで事業決定した社会福祉法人顕浄会が整備することとなった地域密着型介護老人福祉施設分であり、その施設の完成が平成26年7月末に完成し、9月から開所することより、平成26年度へ繰り越すものであります。次に債務負担行為補正について御説明いたします。第3表債務負担行為補正追加の表で、8ページをごらんください。健康増進課所管分は、表の下から5項目目から2項目目までであり、在宅当番医制事業委託料と妊婦・乳幼児健康診査業務委託料及び予防接種ワクチン購入費、並びに個別予防接種業務委託料4件について、年度当初から事業開始できるよう債務負担行為を設定しようとするものであります。以上で説明を終わりますが、答弁につきましては私のほか、補佐、各係長で行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

産業厚生委員長（野畑直委員）

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

中面幸人委員

21ページのですね、3款1項3目の19節、先ほど説明があった、何か遅れた理由があるんですか。

佐潟健康増進課長

遅れるということではなくて、事業の完成が、この施設開設準備経費の補助金というのは、施設が開所する6カ月前からの経費について認められています。事業者のほうの開所予定が9月ということで、ぎりぎり3月に購入したものが対象となるということであったんですけども、事業者と協議しましたところ、この事業が平成25年度までしかできないですよと国も最初は言っていたんですが、12月の閣議決定で26年度まで基金の延長、補助の延長が決定しました。でもって事業者としてもぎりぎり購入するよりも、26年度に事業が延長されるのであれば、一たん、25年度購入するのはやめて、26年度施設がちゃんと整いながら必要な物品、備品等を購入したほうがいいということで協議をしたところであります。以上です。

〔中面幸人委員「了解です」と発言〕

産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

なければ、議案第3号中、健康増進課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

次に、議案第4号、平成25年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について審査に入ります。課長の説明を求めます。

佐潟健康増進課長

次に、議案第4号、平成25年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。歳出から御説明いたします。補正予算書の10ページをごらんください。第2款保険給付費1項4目一般被保険者療養給付費の補正額50万円は、療養給付費に不足が見込まれるため、増額しようとするものであります。第7款共同事業拠出金1項1目高額医療費拠出金の補正額157万7千円は、平成25年度分の負担額が9,434万6,478円に決定したので、その不足額を増額しようとするものであります。第8款保健事業費2項1目保健対策費の補正額96万6千円は、ウインドウズXPのサポート終了に伴う、国保情報データベースシステムのバージョンアップに伴うシステム改修費の委託料であります。第11款1項3目償還金の補正額381万円は、国民健康保険調整交付金の精算返納金

であり、その内訳は平成22年度分が144万4千円、平成23年度が236万6千円と算定したので返納するものでございます。同じく2項1目直営診療施設勘定繰出金の補正額42万円は、大川診療所において購入した心電計に対する国民健康保険調整交付金が決定されたことから、国保事業勘定で一たん受け入れ、直営診療施設勘定へ繰り出すものであります。

次に歳入は、9ページをごらんください。第4款国庫支出金2項1目財政調整交付金の補正額42万円は、大川診療所において購入した心電計に係る調整交付金であります。第6款療養給付費等交付金1項1目療養給付費等交付金の補正額50万円は、歳出の退職被保険者等療養費の増額分に対する交付金であります。第11款繰越金の補正額63万5千3円は、償還金等の財源として充当しようとするものであります。

次に、直営診療施設勘定について御説明いたします。補正予算書の14ページ、歳出をごらんください。第1款総務費1項1目一般管理費の補正額170万7千円の減額は、在宅酸素濃縮装置借り上げ費用やシステムサーバーの更新に伴う購入費用の不要分などであります。同じく2項1目研究研修費の補正額4万8千円の減額も実績に基づき不要額を減額するものです。第2款医業費1項医業費の補正合計額11万円の減額は、1目医療用機械器具費の修繕料や事業用機器類購入費の不要額50万円と4目検査等業務費の診療業務の不要額34万5千円をそれぞれ減額し、3目医薬品衛生材料費の診療用医薬品等が不足するため、73万5千円増額するものであります。第4款基金積立金1項1目基金積立金の補正額82万6千円は、阿久根市国民健康保険診療所基金条例の規定により繰越金を積み立てるものです。この結果、平成25年度末の基金残高は1,974万8,397円となる予定です。

次に、歳入は13ページをごらんください。第1款診療収入2項外来収入の補正合計額440万8千円は、それぞれの診療報酬の実績見込額を計上したものであります。ことしの利用者数は1月末で、延べ1,485人となっており、一日当たり利用者数としては平均7.4人となります。前年同期と比較して、利用者数で175人、平均で1.0人上昇しました。同じく3項その他の診療収入1目諸検査等収入の補正額16万円は、介護保険主治医意見書料やインフルエンザを始めとした予防接種等の収入金の実績見込額を計上したものであります。第5款財産収入1項1目利子及び配当金の補正額4万円は、平成25年度診療所基金の利子5万1,291円であり、当初予算計上額との差額分を増額したものであります。第6款繰入金1項1目国民健康保険診療所基金繰入金の補正額76万3千7千円の減額は、第7款繰越金157万円と診療収入の増額分や歳出で不要分を減額したことによる、基金繰入金を減額するものであります。2項1目事業勘定繰入金の補正額42万円は、心電計購入費126万円に係る国の財政調整交付金について、事業勘定から繰り入れるものであります。

次に債務負担行為補正について御説明いたします。補正予算書の16ページをごらんください。事業勘定のドライシーラプレッスルエコノⅡ年間保守点検業務委託料1件と、直営診療施設勘定のレントゲン撮影装置に係る保守料など5件の計6件について、年度当初から業務が開始出来るよう債務負担行為を設定しようとするものであります。以上で説明を終わりますが、答弁につきましては私のほか、各係長で行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

産業厚生委員長（野畑直委員）

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

石澤正彰委員

大川診療所がですね、1日平均7.4人、前年度と比べても1.0人平均でふえたという御説明でした。私がちょっと今思ったのがですね、大川地区は60歳以上でもいいですけど、65歳以上の人口といいますか、それがわかったら教えていただきたい。

佐潟健康増進課長

25年9月30日、ちょっと資料が古いんですけど、大川地区の合計、総人口が1,896人です。65歳以上の高齢者が983名、高齢化率が51.85%となっています。

石澤正彰委員

課長わかりました。今さらびっくりするのも不思議な話ですけども、この割にはですね、利用者が少なすぎるんじゃないかという気がするんですが、課長はどのようにお考えですか。

佐潟健康増進課長

利用者の数ということについては、これまでの大川診療所の休診等の経緯もあります。当然、御存じのように継続して運営していた部分で突然休診とか、また改めて再開とかいう部分がありました。当然、医療機関に受診される方々にとっては、そういうことがあったら他の医療機関に、どうしてもかかりつけ医さんが変わります。よって、なかなか患者の方々が帰って来てもらえてない部分も若干あります。ただ今後も、去年の総括質疑のときに竹原委員に御説明いたしましたように、なるべく診療業務と薬剤費の購入分に対しては、11.1人平均で必要と答弁しましたが、その数に返るよう診療所職員とも含めて努力していきたいというふうに思っております。以上です。

産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかにありませんか。

大田重男委員

平均、一人ふえたと。1日。その要因というのは、内山病院の先生が来たからということじゃないですか。私は聞いたところでは、結局、かかりつけ医が今まで内山病院だったと、内山病院の先生が、こっち大川に週3日ですね、いらっしゃいますよね。それを考えれば、私も大川診療所に行きたいというそういう話があったんですよ、高齢者の方で。そういった要因はないですか。

大田大川診療所長補佐

今、大田委員が言われたとおりですね、火・木は昂和会から来ていただいているんですが、大田委員が言われたとおり、交通費を使って内山病院に来るよりは、自分が大川診療所に来ているから、こっちのほうに来なさいよという先生の指導のもとでですね、来ていただいた患者さんが数名いらっしゃいます。

大田重男委員

それと別にですね、今度は、自分が感じているのはですね、牛ノ浜地区の人が来れないんですよ、だからやっぱりその辺、大川区連絡協議会とありますから、その辺にももうちょっと働きかけてですね、どっちかというとなんか大川ながれ、あの人たちが来るような状況で、牛ノ浜地区の患者さんというのは、ほぼゼロに等しいんじゃないかと私は思っているんですけど、いかがですかね。

大田大川診療所長補佐

言われるとおり、今、牛ノ浜からの患者さんの方は、1名いらっしゃいます。担当としてもですね、盆とか正月の休診のときには、区長放送等々もですね、区長さんをお願いして存在価値があるように広報しているんですけど、なかなか牛ノ浜の方については、来ていただけない状況はございます。昔、言わせていただければ、7年前、私、担当してたんですけども、当時の先生はですね、プロジェクター等々をもって行って、公民館でですね、健康講演会等々もされたんですけど、やはり効果はなかったような気がします。以上です。

〔大田重男委員「わかりました」と発言〕

産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

なければ、議案第4号、平成25年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の事項について、審査を一時中止いたします。

次に、議案第7号、平成25年度阿久根市介護保険特別会計補正予算（第3号）について審査に入ります。課長の説明を求めます。

佐潟健康増進課長

次に、議案第7号、平成25年度阿久根市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、御説明いたします。歳出から御説明いたします。特別会計補正予算書の38ページをごらんください。第1款総務費1項1目一般管理費の補正額50万円は、消費税が5%から8%になったことにより介護報酬の単価が見直され、そのシステムの改修が必要となることから補正計上しようとするものであります。同じく3項2目認定審査事務負担金の補正額108万9千円の減額は、北薩広域行政事務組合の負担金額が1,989万2千円に確定したことによるその減額分であります。第2款保険給付費1項5目施設介護サービス給付費の補正額210万円、4項1目高額介護サービス費の補正額500万円、7項1目特定入所者介護サービス費の補正額300万円は、それぞれの給付費に不足が見込まれるため増額しようとするものであります。第6款1項1目介護保険基金積立金の補正額2,688万1千円は、介護保険基金の利子分と繰越金の財源充当残額分であります。第8款諸支出金3項1目他会計繰出金の補正額66万8千円は、平成24年度分の介護給付費に係る一般会計からの繰入金に対する精算返納金であります。

次に歳入は、37ページをごらんください。第3款国庫支出金2項4目介護保険事業費補助金の補正額25万円は、介護報酬改定に伴うシステム改修事業に係る国庫補助金であります。第7款繰入金1項1目介護給付費繰入金の補正額126万2千円は、給付見込額に対する一般会計からの繰入金であります。同じく4目その他一般会計繰入金の補正額83万9千円の減額は、北薩広域行政事務組合への負担金の減額分108万9千円とシステム改修負担金25万円分の合計額であります。同じく2項1目介護保険基金繰入金の補正額883万8千円は、保険給付費の不足見込分について増額し、財源充当しようとするものであります。なお、今回の基金取り崩しで、平成25年度末の基金残高は6,413万5,968円となる見込みであります。

次に債務負担行為補正について、御説明いたします。補正予算書の40ページをごらんください。生きがい対策課が実施する事業勘定の高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業委託料と「食」の自立支援事業委託料について、年度当初から事業開始出来るよう債務負担行為を設定しようとするものであります。以上で説明を終わりますが、答弁につきましては私のほか、各係長で行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

産業厚生委員長（野畑直委員）

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

松元薫久委員

一つだけお伺いしたいんですけど、38ページの総務費3項介護認定審査会費というところで、北薩広域行政事務組合に確定したもので補正なんですけど、認定審査事務負担金というのは、ここ数年ずっとふえてきているんですかね。

佐潟健康増進課長

この広域の負担金については、今回25年度の負担金からは算定方式が変わりました。それまでは、2千万円前後で継続していますので、極端にふえたとか極端に減ったとかという

ことはないようであります。以上です。

松元薫久委員

広域の負担金でいうと、ゴミのほうとかは実績値に近い形で改定があって、負担割合が上がったんですけども、この介護認定審査事務負担金というのは、人数がふえれば上がるというものではなかったんですね。

佐潟健康増進課長

広域の負担金の計算につきましては、25年度、当該年度の負担の計算につきましては、まず、共通経費という広域全体の経費分、これが割合として、介護分として10%ですね、あと65歳の以上の人口割、これが平成22年度の国勢調査の人口を使っています。その分と、あと前年度の介護認定審査の実績、件数割になりますが、その件数で行っています。それぞれの配分が共通経費の部分が10%、65歳以上の人口割分が45%、審査件数の実績分が45%という計算をいたしまして、当初予算ででの按分率がトータルでいきますと29.85%が介護業務分、共通経費部分が26.52%分、合計で2,098万1千円であったわけなんですけども、ここの部分が広域の補正予算ですね、24年度からの繰越分の配分でそれが71万9千円、マイナス要因になるんですけども、それと共通経費の人件費部分の広域の補正分で減額となって、トータル今回、確定としては1,989万2千円ということで、2千万円を割る金額になったしだいでございます。以上です。

〔松元薫久委員「はい、了解しました」と発言〕

産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

なければ、議案第7号、平成25年度阿久根市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、審査を一時中止いたします。

（健康増進課 退室）

産業厚生委員長（野畑直委員）

休憩に入ります。

（休憩 10:50 ～ 11:00）

（都市建設課 入室）

産業厚生委員長（野畑直委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次に、議案第3号中、都市建設課所管の事項について審査に入ります。課長の説明を求めます。

飛松都市建設課長

それでは、昨日の本会議におきまして当委員会付託になりました、平成25年度一般会計補正予算（第7号）のうち、都市建設課所管の主なものを御説明いたします。まず初めに予算書の5ページをお願いします。初めに、第2表繰越明許費から御説明させていただきます。8款土木費2項道路橋りょう費の市道高之口佐潟線舗装事業の984万5千円は、当該事業の工事請負費1,186万5千円から前払金470万円を差し引いた金額716万5千円と、平成25年度防災・安全社会資本整備交付金事業の未執行額268万円の合計金額を繰り越

すものであります。平成25年度の交付金決定が7月であったことから、測量設計業務委託の執行が遅れ、これに伴い工事の執行も遅れたことと、平成25年度防災・安全社会資本整備交付金事業の未執行額を当該事業で変更執行する必要があったことから、繰り越しを行い事業の適正化を図るものでございます。同じく、通学路交通安全事業の540万円は、平成25年度補正に伴います社会資本整備総合交付金事業の防災・安全交付を利用しまして、通学路交通安全事業を実施するものであり、予算措置が3月補正であることから、全額繰り越しするものであります。なお、事業個所につきましては、市道丸尾本線の歩道部のカラー舗装が主なものでございます。続きまして、6項住宅費の寺山住宅建設事業の1億1,345万8千円について。このうち、7,085万2千円は、平成25年度当初予算において計上しました寺山住宅5号棟の建築工事、屋内電気工事、屋内給排水衛生工事の経費の一部であり、出来高に応じた執行を図るため、その費用を上限として、平成26年度へ繰り越すものであります。残りの4,260万6千円は、平成25年度国の補正予算に伴う社会資本整備総合交付金の配分により、平成26年度当初予算に計上予定でありました5号棟屋外電気工事、屋外給排水衛生工事、外構工事及び6号棟設計業務委託を平成25年度補正予算へ前倒しして組み込むこととなったことから、その所要額を平成26年度へ全額繰り越すものであります。次は9ページをお願いいたします。

第3表債務負担行為補正の追加であります。上から8行目の番所丘公園指定管理委託料の210万円は、本年4月1日から消費税及び地方消費税が5%から8%に引き上げられることと、また平成27年10月より消費税及び地方消費税率が10%に引き上げられる予定であることから、番所丘公園指定管理委託料の債務負担行為額の変更が必要となったことから、今回提出するものでございます。同じく9行目の折口ニュータウン第1公園浄化槽設置工事の466万円は、今回折口ニュータウンの集中汚水浄化槽が5月末日をもって運用を廃止し、6月1日から個別処理に完全移行することとなったことから、契約事務債務を円滑に執行する期間を確保するため、その施設設置工事の執行限度額を債務負担行為の補正として追加するものでございます。同じく10行目の市営折口住宅小型合併処理浄化槽設置工事の2,178万円ですが、前項と同じく、折口ニュータウン内にあります、市営折口住宅に小型合併処理浄化槽を新たに設置するものであります。現在使用している既存の集中汚水浄化槽が5月末日をもって運用を廃止し、6月1日から個別処理に完全移行することとなったことから、契約事務債務を円滑に執行する期間を確保するため、その施設設置工事の執行限度額を債務負担行為の補正として追加するものでございます。

次に12ページをお願いいたします。第4表地方債補正の追加であります。県営急傾斜地崩壊対策事業、県単砂防事業、黒之浜港改修事業に対しまして、県への負担金部分を起債にて対応するものでございます。次に13ページをお願いします。第4表地方債補正の変更であります。5行目、公営住宅建設事業でございますが、今回の国における補正予算の追加配分に伴い、寺山住宅5号棟屋外電気工事、屋外給排水衛生工事、外構工事及び寺山住宅6号棟の設計業務委託費を前倒しして予算計上することとなったことから、この事業費の増額による起債額を変更しようとするものでございます。

次に、補正予算の説明書について、歳出から御説明申し上げます。まず初めに、説明書の23ページをお願いいたします。6款農林水産業費3項水産業費3目漁港管理費、13節委託料123万4千円の減額は、阿久根市が管理する佐潟漁港の水産基盤機能保全計画策定調査設計業務に係る事業費が確定したことから、今回減額補正するものでございます。4目漁港建設費、19節負担金補助及び交付金の1千万円は、県が管理する阿久根漁港の水産基盤機能保全事業で実施しました係船護岸改修工事や浮桟橋改修に伴う設計業務等にかかる、5

千万円に対する負担金1千万円で負担率は20%でございます。なお、工事内容としまして、高松川河口の護岸補強工事、臨港道路の実施設計及び新港の浮棧橋の実施設計と阿久根漁港旧港の岸壁の補修補強工事であります。次は24ページをお願いいたします。8款土木費2項道路橋りょう費2目道路維持費、15節工事請負費の540万円の増額は、平成25年度補正に伴います社会資本総合整備交付金事業の防災・安全交付金で、通学路交通安全事業により、市道丸尾本線の歩道部のカラー舗装工事に係る費用であります。次の3項 河川費2目河川維持費、15節工事請負費100万5千円の減額は、愛宕川改修工事の事業費の確定に伴う減額でございます。

次の4目砂防費、19節負担金補助及び交付金987万4千円は、県が行う県営急傾斜地崩壊対策事業、仲仁田地区と県単砂防事業の尾原川の工事の決定に伴う阿久根市の負担金であります。仲仁田地区につきましては、事業費4,700万円に対する市の負担金であり、負担率20%の940万円と尾原川県単砂防事業につきましては、事業費473万9千円に対する市の負担金であり、負担率は10%であり、負担金は47万4千円であります。次の4項港湾費2目港湾建設費、19節負担金補助及び交付金の520万円は、県管理の黒之浜港改修事業に係る、突堤の調査測量設計業務委託及び突堤基礎部の方塊ブロック製作等の事業費に対する市の負担金であります。事業費1,950万円に対する市の負担金であり、負担率は事業費の3分の0.8であります。

次の8款土木費6項住宅費2目住宅建設費につきましては、平成25年度国の補正予算における社会資本整備交付金の配分に伴う事業費を増額計上したものであります。12節役務費12万4千円は、寺山住宅5号棟建設に係る建築確認完了検査手数料が主なものであり、建築物の面積に応じて定められた県の手数料であります。13節委託料1,580万円は、寺山住宅6号棟の設計業務委託費であり、国の社会資本整備総合交付金により措置され、その補助率は50%であります。15節工事請負費2,638万2千円は、寺山住宅5号棟屋外電気、屋外給排水衛生工事、外構工事に係る費用であり、同じく国の社会資本整備総合交付金により措置され、その補助率は50%であります。次の3目危険住宅移転促進費、19節負担金補助及び交付金の522万円の減額は、移転事業希望者がいなかったため減額するものでございます。

次は歳入であります。17ページをお願いいたします。13款国庫支出金2項国庫補助金5目農林水産業費国庫補助金、3節水産業費補助金61万7千円の減額は、佐潟漁港水産基盤機能保全計画策定業務の事業の確定に伴います補助金の減額であります。なお、この事業の国庫補助は事業費の2分の1であります。7目土木費国庫補助金、2節道路橋りょう費補助金324万円は、平成25年度補正に伴います社会資本整備交付金事業の防災・安全交付金で通学路交通安全事業の市道丸尾本線の歩道部カラー舗装工事費540万円に係る国からの補助金であり、補助率は60%であります。6節住宅費補助金1,848万1千円は、平成25年度国の補正予算における社会資本整備交付金の寺山住宅建設に係る国の補助金2,109万1千円の増額分と、がけ地近接等危険住宅移転事業の移転希望者がなかったため、国の補助金261万円を減額するものでございます。18ページをお願いいたします。14款県支出金2項県補助金7目土木費県補助金、6節住宅費補助金の130万5千円の減額は、がけ地近接等移転希望者がいなかったため、県の補助金を減額するものであります。次は19ページをお願いいたします。次に、20款市債1項市債7目土木債、2節河川債920万円は、県営急傾斜地崩壊対策事業の仲仁田地区の880万円と県単砂防事業の尾原川の改修工事40万円で、阿久根市の負担金にそれぞれ市債を充てるものであります。3節 港湾債520万円は、県管理の黒之浜港改修事業の阿久根市の負担金に市債を充てるものでありま

す。5節住宅債2, 150万円は、今回の国における補正予算の追加配分に伴います寺山住宅5号棟屋外電気、屋外給排水衛生工事、外構工事及び寺山住宅6号棟の設計業務委託費を前倒しして予算計上することとなったことから、これらの事業費の増額による起債額の変更であり、その充当率は100%であります。以上で説明を終わりますが、質問に対する答弁は課長。不足の場合は、担当係長で対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

産業厚生委員長（野畑直委員）

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

中面幸人委員

補正予算書の25ページですね、8款6項3目の19節でがけ地近接等危険住宅移転事業の中で、希望者がなかったということでマイナスになっておりますけれども、現在、阿久根市で例えば行政が把握している、なおったほうがいいよという危険地についての把握ができていますのかということです。

飛松都市建設課長

松木建築係長のほうに答弁をさせます。

松木主幹兼建築係長

平成25年ですね、4月1日現在で確認している件数が、おおよそ500戸程度ございます。

中面幸人委員

それぞれ国とかですね、県なんかの補助対象になっているわけでございますけれども、こういうところですね、当然、自己負担等もあることから希望者がいないということになると思うんですけども、こういうところのやっぱい、行政からの指導とかですね、しなくていいのか、ないのかという、その辺あたりはどうなんですかね。

松木主幹兼建築係長

市ですね、広報、防災無線等で一応年に何回か危険住宅の移転事業ということで、説明等を行っております。それと後、市のホームページにも掲載しまして事業の説明を行っているところです。

中面幸人委員

今後ですね、想定外の大きな雨の災害等もですね、考えられるわけですね、この辺あたりですね、確かにホームページとか市の広報とかで周知はありますけれども、実際、行政側が行ってですね、例えば、そういう指導的なことはなさらないんですか。

松木主幹兼建築係長

今のところはですね、そういう形でしか対応しておりません。なかなか全般的にですね、市内一円にあるものですから、地区を絞って何カ所かずつ回るとことは可能だと思うんですけど、今のところは全般的な募集という形でしか行っていません。

中面幸人委員

結局ですね、高齢化が進んでですね、若い人であれば、そういうふうに建て直しとか移転というのもあるかもしれませんけど、その辺あたりの、実際500箇所というのが把握されておりますけれども、やはりやっぱり、高齢化が進んでいるところですかね。

松木主幹兼建築係長

建物がですね、対象建物が昭和46年8月31以前の建物が対象になるものですから、そこに住んでらっしゃる方というのがですね、若い人がほとんどいらっしゃらないというのが、それに伴いまして、事業としましては、除却費はほとんど全額でるんですけども、建物助成につきましては借り入れをしていただいて、その借り入れに対する利息補助になるものです

から、ちょっと厳しいところかなという感じはするんですけども。

中面幸人委員

あと一つだけ、この500戸数の中です、例えば、各地域に危険地域、地域指定されていますよね。そういうところに含まれているところがありますか。

松木主幹兼建築係長

その地区内に急傾斜とかそういう工事をしてないところは、2メートル以上の崖に接しておれば対象となりますので、工事がなされていなければ事業ができる形になりますから対象になります。

産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

なければ、議案第3号中、都市建設課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

次に、議案第12号、寺山住宅5号棟建築工事請負変更契約の締結について審査に入ります。課長の説明を求めます。

飛松都市建設課長

昨日の本会議におきまして当委員会に付託になりました、議案第12号、寺山住宅5号棟建築工事請負変更契約の締結について御説明いたします。今回の変更契約につきましては、昨日も申し上げましたように、旧労務単価を適用して積算しておりましたが、国土交通省などからの通知により、平成25年4月1日以降に契約を行った場合における請負代金の特例措置に対応しようとするほか、コンクリート・鉄筋等の資材単価の上昇による工事費の増や、木工事において使用予定であった認証かごしま材を、地元の北薩産の木材に変更したことにより工事費が減となったこととあわせ、これらに対する消費税及び地方消費税の税率の改定により、当初の契約額を変更しようとするものであります。この中で、変更契約の主な要因である労務単価の改定による上昇率については、主な種別で申し上げますと、普通作業員で約11%、鉄筋工と型枠工で約13%であり、また、建築資材の単価改定による上昇率については、コンクリートで約5%、鉄筋で約10%であります。以上で、説明を終わりますが、質問に対する答弁は課長。もしくは担当係長を含めて対応させていただきますので、よろしくお願いします。

産業厚生委員長（野畑直委員）

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

大田重男委員

ちょっと、質問じゃないんですけど。この中で労務単価が上がったということなんですけどね、実際寺山に働いている知人がいるんですよ。鉄筋で。それで彼らは一銭も上がってないんですよ。聞いたら。そういった状況です。

中面幸人委員

先ほどの課長の説明です、この寺山住宅5号棟については、平成25年4月以降契約した分に対して、例えば、労務単価等、資材単価等が上がったということでスライドという形でだと思えるんですけど、これについては、例えば、金額的なしぼりがあるのか。例えば、市の発注工事なんかでも、4月以降に契約した分もあると思うんですけど、その辺あたりの変更はしないのか。その辺をちょっと説明を。

飛松都市建設課長

先ほど申し上げましたように、寺山住宅につきましては、議会の承認事項でございまして、それ以前からの設計でございましたので、あとの土木単価については、25

年度で対応しておりますので、問題はないと考えております。これにつきましては、本体工事ですね、これについては、やはりそれ以前のことであるので、これらについては、やはり、国土交通省の通知の中でそういった通知がありまして、それは本人の申請を含めてということでございます。そういう中で、今回の提案をさせていただきということでございます。

〔中面幸人委員「了解です」と発言〕

産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

なければ、議案第12号、寺山住宅5号棟建築工事請負変更契約の締結について、審査を一時中止いたします。

（都市建設課 退室）

（生きがい対策課長 入室）

産業厚生委員長（野畑直委員）

農政課の審査に入る前に、先ほどの生きがい対策課の松元議員の質疑に対する説明をしたということで、堂之下課長に来ていただきました。

堂之下生きがい対策課長

お許しいただきまして、ありがとうございます。先ほど、松元委員のほうから補正第3号に関連いたしまして、債務負担行為のこじかの増額についての理由を問われたところでしたけれども、そのことについて補足して説明させていただきます。

前年度に比べて約200万ぐらい増額ということになっておりますけれども、主なものは人件費であります。ただ、スタッフがふえたということではなくて、それぞれの手当の増額、超過勤務手当、通勤手当、それぞれの手当が少しずつ上がってきている、期末手当も含めてですね、ということと福利厚生費が増額になっていること、あと職員検診の費用が少し増額になったということと、人件費で150万ぐらいの増額です。それに加えて、送迎の必要な子供がでてきておりまして、その部分で送迎用の車のリース料と職員がそれを運転したときの運転手当ということで、約50万程度増額をいたしております。一応、そういうことで約200万の増額ということになっておりますので、よろしく願いいたします。

〔「はい」と発言する者あり〕

産業厚生委員長（野畑直委員）

ありがとうございました。

（生きがい対策課長 退室）

（農政課 入室）

産業厚生委員長（野畑直委員）

次に、議案第3号中、農政課所管の事項について審査に入ります。課長の説明を求めます。

内園農政課長

昨日、産業厚生委員会に付託となりました、議案第3号、平成25年度阿久根市一般会計補正予算（第7号）のうち、農政課所管について御説明いたします。

まず、歳出から説明いたします。補正予算書の22ページをお開きください。6款農林水

産業費 1 項 3 目農業振興費、 1 3 節委託料の補正額 3 2 万 5 千円の減額は、農業振興地域全体見直しに係る基礎調査業務に係る入札残を減額補正するものであります。次の 1 9 節負担金補助及び交付金の補正額 2 9 0 万円の減額は、新規就農者支援対策事業に対する負担金のほか、農作物鳥獣害防止施設整備事業及び連作障害対策土壌消毒事業の 2 事業に対する事業費補助の減額補正でございます。新規就農者支援対策事業の 5 0 万円の減額につきましては、新規就農者支援対策事業で研修を受けていた者が、国の青年就農給付金を受けることとなったため、両制度における給付金の差額分を減額補正するものであります。農作物鳥獣害防止施設整備事業の 8 0 万円の減額補正につきましては、鳥獣による被害防止のために防護柵及び防鳥網の設置を行ったものに対し、その経費の 2 分の 1 を市が助成しているものでございます。予算減額の理由といたしましては、防護柵が 1 件当たり 1 3 万円の限度額で 4 5 件、防鳥網が 1 件当たり同じく限度額の 1 4 万円で 1 5 件の予算措置をしておりましたが、実績見込みでは防護柵が 4 9 件、防鳥網が 5 3 件と、件数では予算措置した件数を上回ったものでございますが、1 件あたりの所要額が少額でありましたことから、不用額が生じたものでございます。次の連作障害対策土壌消毒事業の 1 6 0 万円の減額補正につきましては、実エンドウ、ソラマメ、葉タバコ、イチゴの連作障害を解消するため、土壌消毒を実施した農家に対し、経費の 4 分の 1 を助成しているものでございます。減額の理由といたしましては、予算計上しました需要見込に対しまして実績が上がらなかったものでございまして、実績に応じ減額補正しようとするものでございます。次の 2 3 節償還金利子及び割引料の 1 万円の増額補正につきましては、中山間地域等直接支払制度の協定を締結しております栂地区におきまして農地利用目的が従来水田利用であったものが、ハウス栽培に切り換えられたため、用途目的が畑となったものでございまして、これに伴いまして交付単価が減少いたしますことから、田と畑の反当たり単価を協定面積に乗じた額の差額分を返納することになったものであります。次に 5 目農地費、 1 7 節公有財産購入費の補正額 4 3 万 4 千円の増額補正につきましては、中山間地域総合整備事業の事業実施に伴います内田団地、大下団地、深田団地、松ヶ根団地の 4 団地のほ場整備の換地処分清算金の確定によります増額補正でございます。次の 1 9 節負担金補助及び交付金の補正額 1, 2 8 1 万 4 千円の減額補正につきましては、いずれも県営事業に対する地元負担金であります。県営農道保全対策事業阿久根地区の 1, 6 2 0 万円の減額補正につきましては、県営農道保全対策事業を活用し、路面改良等の整備を実施するため、当該事業に係る市負担金を予算計上していたものでございますが、県が事業費を減額したことに伴いまして、市負担額を減額補正しようとするものであります。なお、当該事業の補助率は、国が 5 0 %、県が 2 9. 7 5 %、市が 2 0. 2 5 %となっているところであります。

次の中山間地域総合整備事業の補正額 7 2 0 万円及び次の県営防災ダム事業の 2 5 0 万円の減額につきましては、県の事業費が確定したことに伴いまして、市負担額をそれぞれ補正するものであります。平成 2 5 年度に施行しました主な事業内容としましては、中山間地域総合整備事業におきましては、黒之浜集落道路の整備工事をはじめ、牟田農道の整備ほか、折多の活性化施設の整備を実施しているところであります。県営防災ダム事業につきましては、高松ダムの警報設備システムなど経年経過に伴うシステム更新等の事業を施行しているところであります。次の県営農地整備事業(阿久根第 2 地区)の補正額 1 5 万円の減額補正につきましては、平成 2 5 年度から県営農道保全対策事業が県営農地整備事業に事業名が変更されたことに伴いまして、県の負担割合を含めまして事業内容等につきましても負担割合も 2 9. 5 %から 2 9. 7 5 %に引き上げられたところでございまして、それらに伴います所要の措置を取ったものでございます。次の市単独土地改良補助の補正額 1 1 6 万 4 千円の減額

補正につきましては、槇之浦西地区が施工する農道舗装工事のほか3件の農道舗装工事。また、大尾地区が施行する生活道路整備等、合計5件の地元工事に対しまして、事業費の7割を補助したものでございますが、すべての事業費が確定したことに伴いまして執行残額を減額補正するものでございます。次の7目ダム管理費、11節需用費の補正額22万8千円の減額補正につきましては、高松ダム管理事務費のうち管理事務所及び各警報局等の電気料を当初12万7千2百円計上していたものでございますが、25年度の執行額が10万4千4百円程度と見込まれますことから、不要額の22万8千円を減額しようとするものでございます。次に、14節使用料及び賃借料の補正額63万円の減額補正につきましては、高松ダム管理事務費のうちダム塵芥除去作業を防災ダム事業で実施いたしましたことから、当該予算のすべてが不要となったものでございます。次に、9目農林業振興センター費、15節工事請負費の補正額45万5千円の減額補正につきましては、種菌研究施設に設置してあるボイラーの取替工事を実施したものでございます。その入札残を減額補正しようとするものでございます。

次の10目農村環境改善センター管理費、11節需用費の補正額25万円の減額補正につきましては、農村環境改善センターの電気料を当初220万円計上していたものでございますが、25年度の執行見込額が195万円程度と見込まれることから、当該不用額の25万円を減額補正するものでございます。次の13節委託料の補正額21万4千円の減額につきましては、農村環境改善センターの浄化槽管理業務委託料を当初31万4千円で計上していたものでございますが、25年度の実績が9万9,750円であったことから、当該不要額を減額するものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。補正予算書の17ページをお開きください。11款分担金及び負担金1項1目、1節農業費分担金の補正額8万9千円の増額につきましては、中山間地域総合整備事業の実施に伴います受益者負担金のこととでございます。受益者負担を要する事業は、当初、計画していなかったものでございますが、実績で大漉用水の測量設計を実施することとなりましたことから、測量試験費に対する受益者負担金を増額補正するものでございます。なお、当該事業における受益者負担は、対象事業費の5%となっているところでございます。次に、19ページをお開きください。19款諸収入5項4目、20節雑入のうち中山間地域等直接支払交付金返納金の補正額1万2千につきましては、中山間地域等直接支払交付金の協定を締結しております朽地区におきまして、水田をハウス栽培に切りかえられたため、用途目的が畑に変更となったものでございまして、これに伴いまして交付単価が低額となりましたことから、田と畑の反当あたり単価の差額分を協定面積に乗じた額を返納金として受入れるものでございます。次の20款市債1項5目、1節農業債の4,920万円の減額補正につきましては、県営中山間地域総合整備事業債ほか3事業の事業実施に伴います財源債の補正でございます。県営中山間地域総合整備事業債の補正額3,050万円の減額につきましては、当初過疎債を充当することにしておりましたが、元金臨時交付金へ財源振替することといたしましたことから、全額減額補正するものでございます。次の県営農道保全対策事業債の補正額1,620万円の減額につきましては、県営農道保全対策事業で施行予定であった工事施行箇所を平成24年度の国の大型補正を活用いたしまして、25年度に予算を繰越しまして事業施行したものでありますが、おのずと県営農道保全対策事業の事業量が減少したため、所要の措置を講じたものでございます。以下の県営防災ダム事業債及び県営農地整備事業債の減額補正につきましては、歳出のところでも御説明させていただきましたが、県の事業費が確定いたしましたことから、それに伴い財源債の減額補正を行なうものでございます。以上で説明を終わりますが、質問に対しては、私と担当係長等

でお答えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

産業厚生委員長（野畑直委員）

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

中面幸人委員

補正予算書の22ページのですね、6款1項3目、19節の中でですね、補助金で農作物鳥獣害防止施設整備事業の中で、実際は減額になっておりますけれども、これが例えば、補助の条件として面積が1反から5アールにというふうに変更もされましたけれども、使い勝手がいいようにですね、それからしてどうですか。やっぱふえてますかね。

内園農政課長

先ほど説明の中でも触れさせていただいたんですが、件数的にはふえているんですが、予算がそもそもが限度額で予算措置していたものですから、1件当たりがそれだけ必要とされないということで、件数はふえているんですが予算的には当初予算の中でこと足りたというような状況でした。

〔中面幸人委員「了解です」と発言〕

産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかにありませんか。

石澤正彰委員

課長、細かい質問になりますが、22ページ同じく、9目農林業振興センター費の15節、ボイラー取替工事ですね、45万5千円。これ、不用になったということでしたんですが、取り替えはされたんですよね、当然。

内園農政課長

ボイラーが経年経過といいますか、開設当初から購入していたもので、かなり老朽化していたものですから、買い換えたんですが、その入札残を予算に対して今回減額補正させていただいたものです。

石澤正彰委員

全然別なときに私、農政課じゃなかったと思うんですが、そういう工事をする場合は、していただく場合にですね、複数の、例えば見積もりとかそういったことは、民間では当たり前のことなんですけど、お取りになって最終的にやりになると思うんですが、どうだったんでしょうか。

内園農政課長

御指摘のとおり、指名競争という形で何社だったかというのは記憶にないんですが、財政課を通して競争入札の結果、こちらのほうの工事をいただいたということです。

石澤正彰委員

了解です。

産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

竹原恵美委員

17ページで、11款1項1目、一番上の中山間地域総合整備事業なんですけど、大漣用水のところで、恐らく個人負担が5%でこの金額があれば2千万近くの何か事業が準備して、始まっていくというところなんですよけども。何がどのような状態でしょうか。

内園農政課長

この分につきましては、大漣地区において用水の中山間で整備をしたいということでござ

いまして、その用水工事をするにあたりまして、県営事業ですので中山間は。県のほうで測量設計を発注されたということで、その測量設計の事業費が178万5千円ということで、その事業費に対する5%が受益者負担ということで負担をいただくという部分になったものでございます。その分については、事務手続上、その分を含めた受益者、地元が負担する分を市のほうがまとめて支払ってますので、当然、地元が支払うべきお金を阿久根市に歳入で入れていただいたというものでございます。

〔竹原恵美委員「了解です」と発言〕

産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

なければ、議案第3号中、農政課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

次に、議案第20号、阿久根市地区集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について審査に入ります。課長の説明を求めます。

内園農政課長

議案第20号について説明させていただきます。議案第20号につきましては、阿久根市地区集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定でございますが、折多地区集会施設の設置及び管理の開始に伴いまして施設名を追加するとともに、消費税等の税率の改正に伴い地区集会施設の使用料を改める等のため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは主な改正内容について御説明させていただきます。第3条、第4条第1項、第5条、第7条、第9条、第10条及び第11条は、条文中の文言の整備を行うものでございまして、第12条は、管理の委託についての規定でございますが、直営での管理を予定しておりますことから、これを削除し、第13条を繰り上げるものでございます。また、別表1は、新たに折多地区集会施設を追加するものでございまして、別表2は、消費税等の税率の改正に伴い会議室使用料及び農村広場使用料の額を改めるとともに、折多地区集会施設内に整備されます加工室の施設使用料を追加しようとするものでございます。以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

産業厚生委員長（野畑直委員）

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

鳥飼光明委員

4月1日からですが、使用開始ははっきりいつから。

内園農政課長

使用開始についてなんですが、工期が3月25日ということでございますので、工期どおり年度内に完成をしていただいて、その後4月に入りましてからということになるかと思いますが、補足して補佐のほうから説明をお願いしたいと思います。

西園農政課長補佐

今現在工事が完成に向かって進んでおります。県のほうから連絡を受けているのが、3月の25日に一応検査の予定ということであります。建物自体と備品関係は入るんですけども、外構の形がですね、路盤工まで一応置くということで、あとアスファルト舗装、それから植栽等、フェンス、そういうものが26年度の事業になるということで、若干県のほうと4月に入ってから早急に打ち合わせをしてオープンの日になるかというふうに思います。

〔鳥飼光明委員「了解」と発言する者あり〕

産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかにありませんか。

中面幸人委員

わからんところがあるから教えてください。議案書の3ページになりますけれどもですね、先ほど説明された使用料が載っているところです。35ページ。議案書の35ページ。この中でですね、真ん中あたりの備考の中で、興行、これはどういうあれですか。

内園農政課長

イベントとかお金を徴しながら、いろいろ会場を使われる目的の場合に5割増しとするという規定です。

中面幸人委員

例えば、その地区とかではなくて、どこかからのイベントとかあったときに、よそからの人が借りる場合ということですかね。そういう取り扱いですかね。

内園農政課長

いろんな、入場料とかいった形で、一つには営利を目的としたものもあるでしょうし、有料的なイベントとか、そういったものでその会場を使用される場合は、この規程を適用しますということで御理解をいただけたらと思います。だから、市外、市内問わず、そういった営利を目的とする場合等の興行ということになるかと思います。

中面幸人委員

あとそれとですね、阿久根市内にはこういう集会施設等があるわけでございますけれども、早くから設置された施設、今度折多の場合は初めてですけど、新しいわけですが、これはすべてどこの地区も同じ使用料ということでもいいんですかね。

内園由幸農政課長

農政課で所管しておりましたのが、西目の集会施設、あれだけに現在なってるんですが、あと市の条例の中にこういう集会施設は、水産林務課が所管しております鶴川内集会施設と山村開発センターがあって、今回折多で4つになるんですが、同じ条例の中でするので、料金をこれを今回の改正で統一させていただいているところです。

〔中面幸人委員「了解です」と発言〕

産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

なければ、議案第20号、阿久根市地区集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、審査を一時中止いたします。

次に、議案第21号、阿久根市農村公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について審査に入ります。課長の説明を求めます。

内園農政課長

それでは、議案第21号について説明させていただきます。議案第21号につきましては、阿久根市農村公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定でございまして、農村公園の所在区に対する清掃等の業務の委託を廃止するため条例の一部を改正しようとするものであり、第5条の管理委託の規定について、公園が所在する区が当該業務を受託できなくなりましたことから、同条を削除しようとするものでございます。以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

産業厚生委員長（野畑直委員）

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

中面幸人委員

今後の管理の仕方としてですね、例えば、市のまちづくり公社とかあったりしますが、それ以外に例えば、別にまたどっかの団体がとか考えられますけど、どのような形で考えていますか。

内園農政課長

きのうの山田議員の御質問の中でもお答えさせていただいたんですが、従来、瀬野浦の農村公園につきましては、あの広場だけ、主に瀬野浦地区と古里地区がグラウンドゴルフで利用されていたという関係がございまして、地区で利用されている、今後また利用されることが見込まれる個人もしくは団体の方をお願いしようかなと思っているところです。また、今後の新年度の予算審議の中でもこの管理の部分を見ていただきますと、9万弱ぐらいの予算措置しかしていないところございまして、主に内容的にはトイレの清掃といった部分について、消耗品等については、農政課で配付しますということで、そこら辺の管理をお願いいただく程度のものになるかと思っております。

〔中面幸人委員「了解」と発言〕

産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかにありませんか。

大田重男委員

その管理、清掃のことなんですけど、あそこの横、希望の杜がありますよね。そこは私の友達が働いてるんですよ。だから、あそこで草取りと何とかしたいという話はなかったですかね。そのかわりあそこを使わせてくださいと。

内園農政課長

今、大田委員から御質疑があったものですから、今後、具体的あそこの地域の個人の方とか団体という言い回しで先ほど説明させていただいたんですが、事前にその中で御相談をいただいているというか、むこうのほうから申し入れがあった部分については、確かにございました。ということで、隣接するところに今回施設をつくりましたので、そこらのとりにある施設で機能回復訓練といいますか、そういった軽作業の広場として使用させていただきたいと。使用にあたっては当然、私なんかも使用するのでお手伝いとして、そういう清掃部分とか管理があったら、うちの施設でそれをしてもいいですので、ぜひ使用させてくださいと。清掃されなくても使用は一向に制限するものではないんですが、そういうお話をいただいているのもあります。

〔大田重男委員「わかりました」と発言〕

産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

なければ、議案第21号、阿久根市農村公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、審査を一時中止いたします。

（農政課 退室）

（都市建設課長 入室）

産業厚生委員長（野畑直委員）

午前中の最後ですが、都市建設課長から答弁の一部を訂正したいとのお願いがありましたので、それを許可します。

飛松都市建設課長

がけ地近接移転事業につきまして、建築係長のほうから昭和４８年以前に建築されたというような答弁をされたと思いますが、現実的には昭和４６年８月３１日以前に建築された住宅ということで訂正をお願いしたいと、このように考えております。大変申しわけございませんでした。

〔「はい、わかりました」と発言する者あり〕

産業厚生委員長（野畑直委員）

了解しました。午前中の審査を中止し、休憩に入ります。午後はおおむね１時から開始いたします。

（都市建設課長 退室）

（休憩 １２：００ ～ １２：５９）

（水産林務課 入室）

産業厚生委員長（野畑直委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次に、議案第３号中、水産林務課所管の事項について審査に入ります。課長の説明を求めます。

早瀬水産林務課長

水産林務課が所管します平成２５年度一般会計補正予算（第７号）について、御説明いたします。それでは、歳出について御説明いたします。予算書の２３ページをお開きください。６款２項１目林業総務費の１９節負担金補助及び交付金の５万円は、大川・松岡地区の県営治山事業の事業費が３，９５０万円から７，４７９万９千円へ増額となったため、事業費の０．１４％負担分として５万円を増額補正するものであります。同項２目林業振興費の１５節工事請負費１５３万円は、鶴川内地区集会施設空調設備工事の入札残を減額補正するものであります。同目の１９節負担金補助及び交付金の１，３６６万６千円は、有害鳥獣捕獲事業の増額補正であります。まず、猪被害防止事業１２４万円は、捕獲協会の１０名増員による保険料の増額と獣類捕獲の活動費を延べ２，５００人分から３，７００人分へ増額するものであります。

次にイノシカ肉流通対策事業１，２４２万６千円の増額補正であります。昨日配付しました資料に基づき説明させていただきます。一番上捕獲実績の推移につきましては、捕獲期のイノシシ・シカ限定となりますが、平成２１年度から平成２４年度まで、１２４頭、１８６頭、２０９頭、２６４頭と年々増加しております。そして、ことしの捕獲期の実績であります。①の表をごらんください。①の表イノシシ２５９頭、シカ１６６頭の計４２５頭と昨年比１６１％となっております。また、いかに阿久根での解体数は、②表６月２１日以降１１月１４日までに２０８頭、全捕獲頭数の４８．９％を解体処理しております。また、１１月１５日以降の猟期につきましても、③表になります。１１月４０頭、これは１５日以降分です。１２月８８頭の捕獲・解体実績があることより、１月から３月の捕獲数を各々９０頭と見込み、猟期中の捕獲総数を３９８頭と推計したところであります。以上から、平成２５年度いかに阿久根での解体頭数は６０６頭を予定しているところであります。

資料の一番下の表になります。当初予算では獣肉加工施設が整備されることを前提に、１１月までの捕獲期に７５頭、以降３月までの猟期に７５頭の計１５０頭の解体費用として３００万円、残渣処理費として１５０頭分の４５万円、猟期の捕獲謝金として７５頭分４５万円、流通対策人件費として１３９万２千円の計５２９万２千円を計上したところであります。

昨年6月21日にいにくら阿久根が始動し、施設における捕獲期内の解体処理数は、予定75頭に対し208頭で133頭の増であります。また、猟期内の解体処理数は、予定75頭に対し398頭を予定していることから323頭の増であります。また、猟期中の捕獲謝金も75頭から398頭へ323頭の増であり、総額1,771万8千円となり、差額の1,242万6千円を増額補正するものであります。この計算であります。まず捕獲期内は、133頭の2万円で266万円。そして、猟期のほうにつきましては、増加分が323頭の2万円で646万円。そして、133頭と323頭を足した456頭が残渣処理費ということで、1頭あたり3千円の136万8千円。それと猟期中の捕獲謝金ということで、323頭かける6千円の193万8千円、総額が1,242万6千円となっております。なお、今年度の捕獲頭数増加の主な要因として、一つ目には、箱ワナ及びくくりワナの増加、2番目に捕獲協会員及び協力員の見回り増加と徹底した給餌。3番目に国からの捕獲謝金、これは平成25年度から3年間ですが、これによる捕獲協会員の狩猟意欲の向上。4番目としまして、有害鳥獣捕獲協会員としてのいにくら阿久根の運営意識であると思われます。また、この事業は、有害鳥獣の減少、止め刺し、解体処理の後継者育成が主な目的であり、止め刺し員は1名から6名へ、解体作業員は2名から6名へふえてきており、今後は若年層の後継者を期待するものであります。

次に同項3目市有林造成費の79万3千円は、阿久根大島の松くい虫被害秋期駆除事業であり、5月の航空防除以降、松くい虫の被害がなく駆除を実施しなかったため、減額補正するものであります。

それでは、歳入について御説明いたします。予算書の18ページをお開きください。14款2項5目農林水産業費県補助金の30万8千円は、松くい虫被害秋期駆除事業の未実施に伴う減額補正であります。

以上で水産林務課所管の補正予算説明を終わりますが、答弁につきましては、私並びに担当係長より答弁させていただきますのでよろしくお願いいたします。

産業厚生委員長（野畑直委員）

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

中面幸人委員

まず1点、23ページの6款2項2目の関連としてですね、相当な効果で頭数が上がっているわけなんですけれども、実際、いにくらのですね、例えば、冷凍庫、私たちも拝見しておりますけれども、どうなんですかね、冷蔵庫の中身というのは。入りきらんとじゃないですかという心配が私あるんですが。

早瀬水産林務課長

実際には、当初、イノシシとシカ肉用という形で冷凍庫が2つあったんですが、それからどんどんふえてきて、いろんな形で部位ごとに分けたりということもされてます。ただし、中身を聞きますと、もともと狩猟に行かれた方々は、自分たちでやっぱり肉も持っては帰りたいと。ですから実際とられる分の半分ぐらいは、それぞれ自分のところにいきますし、特に銃の方々が、10人ぐらいで行かれて2頭、3頭というのは、全部本人たちに持たせて帰るというようなことから、ある程度の肉のストックはあるんですが、その分については、いろんなところで試食で出したりとか、いろんなものをつくることにですね、そちらのほうにお渡しして、実際現在までに販売額というのが、50万いかないぐらいだろうというふうに話を聞きました。というのが一つには大手のところからお話もあるんですが、安定した肉質で提供できないという、一番そこが難しくてなかなか捕獲協会としては、地元の人たちに、そちらのほうでですね、広げていきたいとそういうお話をされてました。

中面幸人委員

目的は例えば、阿久根の農業、林業も含めながら、農産物の被害をくい止めるという形なんですけども、鉄砲とわなの比率からいけば、自分たちも勉強した中で、わなのほうが捕獲の頭数も多いようでございますけれども、新年度予算がどうなってるかわかりませんが、こういう実績をみて、新年度には何かそういうのが反映されては、またそういうわななんかをふやすという考え方があるのかお聞きします。

早瀬水産林務課長

新年度の前にまず25年度の補正予算のほうで、農政課のほうで箱わな等は国の事業で購入とかがあります。そのほかにですね、いろいろと聞いてみますと、箱わな以外にくくりわなを相当数皆さん自分で購入されているみたいです。それが一つが大体5千円ということで、一人30基までが置くことができると、そういうことで自分が見回れる範囲で皆さんそれをつくられますので、例えば、30個くくりわなを買えばそれだけで15万円、ですから自分がある程度捕獲したその謝金の中からそういうものが買えるような形になっていくのかなというふうに思います。ですから我々も最初は、捕獲機器だけを4、50基しかない中を、あれって、本人も見回るし、協力員も見て回ればすぐなのかなと思ったら、結局最高一人30基までかけられるということで、本人さんは1日見回りにいきますと、ある程度、そしたらその他に協力員の人たちが大きいくくりですずっと回りますので、今までは、朝見て昼かかってたやつは、翌日しかわからなかった分が、協力員のほうから、「あんたのところ、どこどこかかってますよ」というようなことで、止め刺しに行っていくくらに持ってくるというようですね、そういう、うまいぐあいに動いているようです。

竹原恵美委員

この補助のいかくらのつながりというか、システムなんですけども、出動した処理をしたという頭数、出動数、どういうふうにカウントをしているのか。例えば、動物だったら一部をとっとくとか、数え方というの聞いたことがあるんですけども、信用の間で数を計上されたのに、ぱっと支払うということなのか。そして、お金なんですけど、個人さんに直接市からではなくて、一度いかくらにおいてそこから配分なのか、教えてください。

早瀬水産林務課長

確認方法というのが、今全部写真で撮るようになっております。ほかの市町村については、尻尾を持っていったり、耳とかということですが、阿久根の場合はきちんと国のほうの補助もありますので、とってきたその場所で写真を撮って、かつ日付等、とった人の本人も写るという形になりますので、不正がされないような状況の中でかつ解体にかかわる、そんなときにかかわった人がだれというのを常に日誌につけてあります。その確認のうえで、こちらのほうは支払というような形をつくっております。支払方法につきましては、うちのほうが、見回りとか即対応で行く分については、委託費でしたから、その部分とは結局別にですね、補助金部分というのは、いかくらのほうに解体したお金を向こうのほうに補助で出すわけです。その中からいかくらのほうとしては、施設運営費に幾分か回して、それは向こうの割合ですから、向こう自体ですね、うちから1頭あたり2万出した中で向こうとして、実際には施設の運営費もかかるわけですね、当然、電気料、水道料とかあります。そのうえに施設をつくったという前提の大きな、お金が必要なわけですから、そこは捕獲協会の中で本人さんたちに日当幾らという形で調整は向こうでされてます。ですから、こちらは全体、とにかく被害を少なくするため、多くとってくださいというような、そこ部分だけで頭数確認をしたうえで出して、運営についても向こうという形になります。

産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかにありませんか。

松元薫久委員

初歩的な質問になると思うんですけども、残渣処理というんですかね。これはどういうもののなんでしょう。

早瀬水産林務課長

施設のほうに持ち込まれて、解体して残った内臓、骨、そういうものが残渣ということで、これにつきましても施設を建てた段階、その前段からですが、産廃なのか、一般廃棄物なのかというところの話で、保健所とも協議しました。その中で保健所とあと広域のほうですね、ごみ処理のほう。そしたら、すべてを最終加工品までそこでつくって販売になったら、それは専門の業として産廃になりますと。ところが、自分たちである程度、持ち帰りとかそういう部分があれば、家で魚を料理するのと同じことで、それについては一般廃棄物ということで、現在、一般廃棄物業者のほうにお願いして処理のほうも全部やっております。

松元薫久委員

今の説明でだいぶよくわかりました。捕獲頭数もふえて、いかく阿久根での解体も恐らく26年度はもっとふえるだろうということですよね。出てくる血ですよね、それに関しては、今何もされてないんですかね。

早瀬水産林務課長

これは施設のほうをつくる段階で保健所との話なんです、一つには止め刺しをしたその現場ですべて血抜きを終わっているような判断で、施設のほうには持ち込まない。施設のほうにも、当然施設のほうで止め刺ししますと、その血については浄化槽等では対応できないというような、そういうことで多分何千万かまた処理に必要というようなことでですね、基本的にはすべて山、とったところで全部血は抜いてということが原則あります。

[松元薫久委員「わかりました」と発言する者あり]

産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかにありませんか。

[「なし」と発言する者あり]

なければ、議案第3号中、水産林務課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

（水産林務課 退室）

（商工観光課 入室）

産業厚生委員長（野畑直委員）

次に、議案第3号中、商工観光課所管の事項について審査に入ります。課長の説明を求めます。

小牟田商工観光課長

それでは、平成26年第1回定例会で産業厚生委員会に付託されました議案第3号について、平成25年度一般会計補正予算のうち、商工観光課所管分について御説明いたします。初めに、第3表債務負担行為補正から御説明いたします。9ページをお開きください。商工観光課所管分につきましては、上から7行目阿久根大島公園指定管理委託料の限度額についてでありますけれども、消費税が平成26年4月1日から8%、平成27年10月1日から10%に改正されることから消費税の増額分91万円を追加するものであります。次に、歳入・歳出補正予算について、歳出から御説明いたします。補正予算書の23ページをお開きください。7款1項商工費2目商工振興費の補正前の予算額は8,178万6千円で648

万7千円減額補正し、予算現額は7,529万9千円となります。減額の主な理由は、19節負担金補助及び交付金の利子補給金のうち、市中小企業振興資金利子及び中小企業振興資金保証料の確定により減額をしたものであります。次に24ページをお願いします。7款1項商工費3目観光費の補正前の予算額は7,270万9千円で462万1千円減額補正し、予算現額は6,808万8千円となります。減額の主な理由は、15節工事請負費の阿久根大島整備工事及び阿久根大島渡船場浄化槽修繕工事並びに阿久根大島公園街路灯工事の入札による残を減額補正したものであり、また、阿久根大島整備工事では、当初財源としまして施設整備基金を充当しておりましたが、国の交付金であります地域の元気臨時交付金を充当することとなったことから、財源振替を行うものであります。以上で、歳出の説明を終わり、次に、歳入について御説明いたします。

補正予算書の18ページをお願いいたします。14款県支出金2項県補助金4目労働費県補助金の補正前の予算額は、4,724万3千円であり、32万6千円減額補正し予算現額は4,691万7千円となります。減額の主な理由は、3節鹿児島県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金の実績による減額であります。事業につきましては、農政課の阿久根市農業振興地域整備計画策定事業委託でございまして、入札の残ということになっております。

以上で説明を終わりますが、答弁につきましては、私及び課長補佐で答弁させていただきますのでよろしくお願いいたします。

産業厚生委員長（野畑直委員）

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

中面幸人委員

補正予算書の23ページですね、7款1項2目の19節で、減額なった部分の説明がございましたけれども、当初予算のあれを資料を持ってなかったもので、当初予算とですね、それぞれ利子補給、保証料関係の当初予算と、何人ぐらいとか、何社ぐらい利用されていたのかわかれば教えていただきたいと思います。

小牟田商工観光課長

利子補給でございますけれども、利子につきましては、当初予算額1,168万1千円、それから、県中小企業振興資金保証料が317万6千円、それから市中小企業資金保証料が259万6千円です。まず、市の保証料並びに利子の補給については、26件の制度資金を活用されております。それから県につきましては、12件の方々が利用をされております。

産業厚生委員長（野畑直委員）

課長、当初は幾ら見込んでおったという質問。

小牟田商工観光課長

当初の

[中面幸人委員「金額を」と発言]

[複数人発言する者あり]

[中面幸人委員「市のやつは」と発言]

[小牟田商工観光課長「一緒です。利子と保証料」と発言する者あり]

[中面幸人委員「同じ12件ということやな」と発言する者あり]

[小牟田商工観光課長「はい」と発言]

[中面幸人委員「わかりました」と発言]

産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかにありませんか。

[「なし」と発言する者あり]

なければ、議案第3号中、商工観光課所管の事項について、審査を一時中止いたします。
(商工観光課 退室)
(水道課 入室)

産業厚生委員長（野畑直委員）

次に、議案第5号、平成25年度阿久根市簡易水道特別会計補正予算（第1号）について審査に入ります。課長の説明を求めます。

浦水道課長

先の本会議において、産業厚生委員会に付託されました議案第5号、平成25年度阿久根市簡易水道特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。補正予算書の18ページをお開き願います。債務負担行為であります。平成26年4月1日から業務を行う簡易水道施設管理等業務委託料ほか5件について、その契約手続きなどを3月中に行う必要があることから債務負担行為を行うものであります。以上で説明を終わりますが、質疑に対する答弁は、私もしくは担当係長がいたしますので、よろしくお願いいたします。

産業厚生委員長（野畑直委員）

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と発言する者あり〕

なければ、議案第5号、平成25年度阿久根市簡易水道特別会計補正予算（第1号）について、審査を一時中止いたします。

次に、議案第8号、平成25年度阿久根市水道事業会計補正予算（第1号）について審査に入ります。課長の説明を求めます。

浦水道課長

先の本会議において、産業厚生委員会に付託されました議案第8号、平成25年度阿久根市水道事業会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。補正予算書の43ページをお開き願います。債務負担行為であります。平成26年4月1日から業務を行う水源地管理業務委託料ほか7件について、その契約手続きなどを3月中に行う必要があることから債務負担行為を行うものであります。以上で説明を終わりますが、質疑に対する答弁は、私もしくは担当係長がいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

産業厚生委員長（野畑直委員）

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と発言する者あり〕

なければ、議案第8号、平成25年度阿久根市水道事業会計補正予算（第1号）について、審査を一時中止いたします。

(水道課 退室)

産業厚生委員長（野畑直委員）

各課の審査が終了しましたが、ここで現地調査についてお諮りいたします。現地調査について各委員の意見を伺います。

〔「なし」と発言する者あり〕

〔「ありません」と発言する者あり〕

必要はありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

それでは、必要なしと認め、現地調査はしないことに決しました。

それでは、議案第3号、平成25年度阿久根市一般会計補正予算（第7号）について討論に入ります。

〔「なし」と発言する者あり〕

討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより議案第3号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

御異議なしと認めます。よって議案第3号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、議案第4号、平成25年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について討論に入ります。

〔「なし」と発言する者あり〕

討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより議案第4号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

御異議なしと認めます。よって議案第4号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号、平成25年度阿久根市簡易水道特別会計補正予算（第1号）について討論に入ります。

〔「なし」と発言する者あり〕

討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより議案第5号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

御異議なしと認めます。よって議案第5号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号、平成25年度阿久根市介護保険特別会計補正予算（第3号）について討論に入ります。

〔「なし」と発言する者あり〕

討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより議案第7号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

御異議なしと認めます。よって議案第7号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号、平成25年度阿久根市水道事業会計補正予算（第1号）について討論に入ります。

〔「なし」と発言する者あり〕

討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより議案第8号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

御異議なしと認めます。よって議案第8号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号、寺山住宅5号棟建築工事請負変更契約の締結について討論に入ります。

〔「なし」と発言する者あり〕

討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより議案第１２号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

御異議なしと認めます。よって議案第１２号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第１８号、阿久根市児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について討論に入ります。

〔「なし」と発言する者あり〕

討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより議案第１８号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

御異議なしと認めます。よって議案第１８号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第１９号、阿久根市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例及び阿久根市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について討論に入ります。

〔「なし」と発言する者あり〕

討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより議案第１９号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

御異議なしと認めます。よって議案第１９号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第２０号、阿久根市地区集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について討論に入ります。

〔「なし」と発言する者あり〕

討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより議案第２０号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

御異議なしと認めます。よって議案第２０号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第２１号、阿久根市農村公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について討論に入ります。

〔「なし」と発言する者あり〕

討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより議案第２１号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

御異議なしと認めます。よって議案第２１号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

ただいま採決されました案件に対する委員会報告書の作成及び委員長報告につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と発言する者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま採決されました案件に対する委員会報告書の作成及び委員長報告につきましては委員長に一任されました。

次に、本委員会に付託となりました。陳情第1号、T P P（環太平洋連携協定）交渉に関する陳情書について審査に入ります。各委員の御意見を伺います。

休憩に入ります。

（休憩 13：39 ～ 13：45）

産業厚生委員長（野畑直委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

本陳情について各委員の意見を伺います。

松元薫久委員

この陳情は、鹿児島いずみ農業協同組合、ここの組合長、そして、県農民政治連盟の出水総支部阿久根支部ということで、支部長の方たちから出た陳情であります。当然ですね、農家、農協としてはですね、T P Pの行方は心配であろうと思いますので、交渉がどうなるかというところは、我々は考える部分でもないとは思いますが、やっぱり鹿児島県全体でも畜産も農業も規模の大きい県ですので、こういう趣旨の陳情は採択すべきものだと思いますので、よろしくお願いいたします。

産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかに御意見はありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

なければ、陳情第1号について討論に入ります。

〔「なし」と発言する者あり〕

なければ討論を終結いたします。

それでは、陳情第1号、T P P（環太平洋連携協定）交渉に関する陳情書を採決いたします。本陳情は採択すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

御異議なしと認めます。よって陳情第1号は、採択すべきものと決しました。

ただいま、陳情第1号は採択すべきものと決しましたので、陳情趣旨にあります意見書提出の件について協議願いたいと思います。暫時、休憩いたします。

（休憩 13：47 ～ 13：49）

産業厚生委員長（野畑直委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

ただいま配付いたしましたT P P（環太平洋連携協定）に関する意見書案につきましては、本委員会から議長あて提出することに御異議ありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

御異議なしと認め、本意見書案を本委員会から提出することに決しました。

次にお諮りいたします。ただいま採決されました案件に対する委員会審査報告書の作成及び委員長報告につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま採決されました案件に対する委員会審査報告書の作成及び委員長報告につきましては委員長に一任されました。

次にお諮りいたします。当委員会に付託されました案件はすべて議了いたしましたので、3月3日は休会としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と発言する者あり〕

御異議なしと認めます。

よって3月3日は、休会とすることに決しました。

次にその他ですが、委員のほうから何かありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

ないようですので、以上で産業厚生委員会を散会いたします。

（散会 13：51）

産業厚生委員会委員長 野 畑 直